

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書（[コンサル](#)）

契約番号：7414

件名	河原口樋門無動力化設計業務委託	
履行場所	海老名市河原口地内	
期間	令和7年6月26日～令和7年10月31日	
契約の内容等	別紙仕様書等のおとり	
予定価格	11,616,000円（税込）	10,560,000円（税抜）
最低制限価格	有り（開札後算定型） 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格（50%）未満の場合 ※ただし、予定価格（税込）100万円以下の案件は除く。	低入札履行確認調査を実施します。詳細は低入札による履行確認調査取扱基準を参照してください。 契約締結にあたっての制限等 ○前払金額の制限 契約金額の15%以内（海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限ります。）※前払金の上限金額は5,000万円以下 ○業務主任者及び管理技術者の他案件（本市入札案件）との兼任不可 契約保証 契約金額の30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 （ア）金融機関又は保証事業会社の保証 （イ）公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド） （ウ）履行保証保険契約の締結（定額てん補）	
入札方法等	条件付一般競争入札（電子入札）	
質疑 （仕様等に関する事項）	所定の書式により、FAXで受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	308 河川砂防及び海岸・海洋 又は 318 下水道	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第4区分	第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○管理技術者及び業務主任者は、次のいずれかの資格を有すること。 ・技術士（総合技術監理部門－上下水道－下水道） ・技術士（総合技術監理部門－建設－河川、砂防及び海岸・海洋） ・技術士（上下水道部門－下水道） ・技術士（建設部門－河川、砂防及び海岸・海洋） ・RCCM（下水道）・RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋） ※土木設計業務の場合、管理技術者と業務主任者は兼ねることができません。 業務主任者は、技術上の照査も併せて行う者を配置すること。	
	落札数制限	なし	
配置技術者について		本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。	
事前提出書類 （システム添付）		なし	

**落札候補者が
提出する書類**
(FAX046-232-6574)

開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。
(落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。)
○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類(雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し)
※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号(3箇所)にマスキング(黒塗り)をして提出してください。

案内図

業務名称 : 河原口樋門無動力化設計業務委託

業務箇所 : 海老名市 河原口 地内



河原口樋門無動力化設計業務委託

業務委託仕様書

海老名市

まちづくり部下水道課管路施設係

下水管渠実施設計業務委託標準仕様書

(詳細設計)

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下、「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

- (1) 受注者は、業務の着手及び完了に当って、発注者の契約約款に定める書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 管理技術者及び技術者等

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 業務主任者は、技術士（総合技術監理部門（上下水道一下水道））または技術士（上下水道部門（下水道））または技術士（総合技術監理部門（建設一河川、砂防及び海岸・海洋））または技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））またはシビルコンサルティングマネージャー（下水道部門）またはシビルコンサルティングマネージャー（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有するものとする。
- (3) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（上下水道一下水道））または技術士（上下水道部門（下水道））または技術士（総合技術監理部門（建設一河川、砂防及び海岸・海洋））または技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））またはシビルコンサルティングマネージャー（下水道部門）またはシビルコンサルティングマネージャー（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- (4) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。業務進捗状況について、毎月5日までに履行報告書を提出すること。

1.12 成果品の審査

- (1) 受注者は、業務完了後に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.14 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1.15 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.16 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.17 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者協議の上、これを定める。

第2章 調 査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について調査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2.4 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

第3章 設計一般

3.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当って、受注者は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合わせの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 設計基準等

設計に当っては、発注者の指示する図書及び本仕様書第8章準拠すべき図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

3.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、発注者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書の確認

受注者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続によって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則（詳細設計）

4.1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には係員の承認を受けなければならない。

（1）位置図

位置図（ $S = 1/10,000 \sim 1/30,000$ ）は地形図に施工箇所を記入する。

（2）平面図

平面図（ $S = 1/500$ ）は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置、管渠の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管渠の名称等を記入する。

（3）詳細平面図

詳細平面図（ $S = 1/50 \sim 1/100$ ）は、主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、係員が指示する場合に平面及び横断面図を作成する。

（4）縦断面図

縦断面図（ $S = \text{縦 } 1/100, \text{横 } 1/500$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管渠の位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称等を記入する。

（5）横断面図

横断面図（ $S = 1/50 \sim 1/100$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称又は横断位置の名称等を記入する。

（6）構造図

構造図（ $S = 1/10 \sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。

「発注者」の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは、縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越、特殊な形状のマンホール及びます等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されているもの。

(7) 仮設図

仮設図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

4.2 各種計算

管渠、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当っては、「発注者」と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

4.3 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法等材料別に数量を算出する。

4.4 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第5章 照 査

5.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、業務主任者を配置しなければならない。

5.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 基本条件の確認内容について

(2) 比較検討の方法及びその内容について

(3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について

(4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。）について

(5) 計算書と設計図の整合性について

第6章 環境配慮

6.1 配慮項目

本作業を行うにあたり、「海老名環境マネジメントシステム」を遵守し、次のことに配慮すること。

- (1) 報告書の用紙は再生紙を使用するように努めること。
- (2) 報告書の作成部数は無駄がないように最低限の部数とする。
- (3) 現地調査等で車両を利用する場合は、作業効率を考慮し車両の使用回数を控えるよう検討すること。
- (4) 報告書は可能な限り電子情報での提出とする。
- (5) 調査等に使用する車両は、環境に配慮した車両の使用に努めること。
- (6) 業務使用時にOA機器等、電力を使用する場合は節電に努めること。

第7章 提出図書

7.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

7.2 実施設計関係提出図書（詳細設計）

図書名	縮 尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	($S=1/10,000\sim 1/30,000$)	原図一式・1部
(2) 施設平面図	($S=1/300\sim 1/500$)	原図一式・1部
(3) 詳細平面図	($S=1/100\sim 1/300$)	原図一式・1部
(4) 縦断面図	($S=縦\ 1/100、横\ 1/300\sim 500$)	原図一式・1部
(5) 横断面図	($S=1/50\sim 1/100$)	原図一式・1部
(6) 構造図	($S=1/10\sim 1/100$)	原図一式・1部
(7) 仮設図	($S=1/10\sim 1/100$)	原図一式・1部
(8) 水理計算書		A4・1部
(9) 構造計算書（耐震設計計算書を含む）		A4又はA3・1部
(10) 数量計算書		A4・1部
(11) 報告書		A4・1部
(12) 特記仕様書		A4・1部
(13) 打合せ議事録		A4・1部
(14) その他の資料		原稿一式

設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料

※以上の成果品については、すべて電子媒体とし、2組提出すること。

※図面の電子媒体は、PDF, JWW, DXF, DWG, SFC 形式の5種類を提出すること。

第8章 参考図書

8.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| (1) 下水道施設計画・設計指針と解説 | (日本下水道協会) |
| (2) 下水道維持管理指針 | (〃) |
| (3) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 | (〃) |
| (4) 下水道管路施設設計の手引 | (〃) |
| (5) 下水道施設の耐震対策指針と解説 | (〃) |
| (6) 下水道施設耐震計算例－管路施設編 | (〃) |
| (7) 下水道推進工法の指針と解説 | (〃) |
| (8) 水理公式集 | (土木学会) |
| (9) コンクリート標準示方書 | (〃) |
| (10) トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説 | (〃) |
| (11) トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説 | (〃) |
| (12) トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説 | (〃) |
| (13) 道路技術基準通達集 | (国土交通省) |
| (14) 道路構造令の解説と運用 | (日本道路協会) |
| (15) 道路土工－仮設構造物工指針 | (〃) |
| (16) 道路土工－擁壁工指針 | (〃) |
| (17) 道路土工－カルバート工指針 | (〃) |
| (18) 道路橋示方書・同解説 | (電力土木技術協会) |
| (19) 水門鉄管技術基準 | (水門鉄管協会) |
| (20) 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説 | (日本河川協会) |
| (21) 港湾の施設の技術上の基準・同解説 | (日本港湾協会) |

下水管渠実施設計業務委託特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「下水管渠実施設計業務委託標準仕様書」の第 1 章 1. 1 及び 1. 2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記標準仕様書による。

2. 業務の対象

(1) 名 称 河原口樋門無動力化設計業務委託

(2) 位 置 海老名市 河原口 地内 (別添案内図のとおり)

1) 本業務は、河川が増水し避難氾濫水位以上になった際、流域住民や機側操作員を災害から守るため、樋門を無人で作動させるのに必要な設計資料を作成するものである。

2) 本業務を進めるにあたっては、海老名市公共下水道事業計画の内容を把握し実施すること。

3) 設計条件項目表

項 目	設 計 条 件
工 期	令和 7 年 6 月 26 日～令和 7 年 10 月 31 日
場 所	海老名市 河原口 地内
管径・工法及び延長	樋門無動力化 (N = 1 箇所)
特 殊 構 造 物	特殊構造物 (有 ☒) : 耐震設計 (有 ☒) 簡易な特殊マンホール (基), 特殊マンホール (基), マンホール形式ポンプ場 (2 次製品) (基) マンホール形式ポンプ場 (現場打ち) (基), 吐口, その他 ()
報 告 書 作 成	☒ 有 ☐ 無
設 計 協 議	(着手時打合せ 1 回、中間打合せ 3 回、最終打合せ 1 回)
施工法等の比較検討	(有 ☒) a) 管路の掘削工法 b) ①急曲線 ②土被り 1. 5 D 以下 ③近接構造物 (箇所) ④軌道横断 (箇所) ⑤河川横断 (箇所) ⑥高架道横断 (箇所) c) 布設替え工法の施工検討 ①仮排水 ②既設管撤去
耐震計算 (応答変位法)	有 (), ☒ 無
耐 震 設 計	レベル 1 地振動 , レベル 1 及び 2 地振動 , ☒ 無
設 計 条 件 補 正	有 (), ☒ 無
地 盤 条 件 補 正	有 (), ☒ 無
工 区 数 補 正	1 工区
そ の 他 補 正	有 (), ☒ 無
使 用 歩 掛	令和 6 年度 下水道用設計標準歩掛表 ー第 3 巻 設計委託ー
使 用 単 価	令和 7 年 4 月単価

令和 7 年 度

河 原 口 樋 門 無 動 力 化 設 計 業 務 委 託 設 計 書

委 託 番 号	歩掛R6.7 単価R7.4	施 工 年 度	令和7年度
委 託 名 称	河原口樋門無動力化設計業務委託		
委 託 場 所	海老名市 河原口 地内		
施 工 主	海老名市	委託概要 樋門無動力化設計 N=1.0基 1. 樋門無動力化設計 ……1.0式 2. 打合せ（着手・中間・完了） ……1.0式 3. 関係機関協議資料作成 ……1.0式	
設 計 区 分			
路 線 名			
委 託 期 間	令和 7年 6月 26日 ～ 令和 7年 10月 31日		
委 託 日 数	128 日		
部 課 名	まちづくり部 下水道課		
積 算 担 当	管路施設係		
合 計 額			
委 託 価 格			
消費 税 相 当 額			

内 訳 書

工 事 区 分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
費	委託費							
	設計委託業務				1			
		直接人件費（設計委託）		式	1			A- 1号内訳書
直接経費(設計委託)								
		旅費交通費（設計委託）		式	1			
		電子成果品作成費（設計委託）		式	1			
直接原価(設計委託)								
		間接原価（設計委託）		式	1			
業務原価(設計委託)								
		一般管理費（設計委託）		式	1			
設計委託業務費計								
業務委託価格								
消費税相当額								

内 訳 書

[illegible]

間 接 費 明 細 書

設 計 条 件					
直接人件費(測量)					
直接人件費(一般調査)					
直接人件費(解析調査)					
直接人件費(設計委託)					
電子成果品作成費	土木設計(概略・予備・詳細)／下水道設計(施設)				

算 出 基 礎

旅費交通費(設計委託) = 直接人件費 × 率
= × %
=

電子成果費(設計委託) = 率 × 対象額 × 率
= × (千円)
=

対 象 額 = 直接人件費
=

間接原価(設計委託) = 対象額 × 率
= × %
=

対 象 額 = 直接人件費
=

一般管理費(設計委託) = 業務原価 × 率 − 調整額
= × % −
=

A- 1号		直接人件費（設計委託）					1式当たり	内訳書					
名	称	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
樋門無動力化設計				箇所		1						B- 1号明細書	
設計業務等		打合せ等		業務		1						C- 1号単価表	
計													

B-1号		樋門無動力化設計				1箇所当たり	明細書						
名	称	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
設計計画				箇所		1						C- 6号単価表	
現地踏査				箇所		1						C- 7号単価表	
基本事項検討				箇所		1						C- 8号単価表	
ゲート設備無動力化設計				箇所		1						C- 9号単価表	
施工計画				箇所		1						C- 10号単価表	
設計図				箇所		1						C- 11号単価表	
数量計算				箇所		1						C- 12号単価表	
照査				箇所		1						C- 13号単価表	
報告書作成				箇所		1						C- 14号単価表	
計													

[illegible]

C- 2号

1業務当たり

单価表

打合せ

業務着手時

[illegible]

C- 3号

1回当たり

单侧表

打合せ

中間打合せ

[illegible]

C- 4号

1業務当たり

单価表

打合せ

成果品納入時

[illegible]

C- 5号

1業務当たり

单価表

関係機関協議資料作成

[illegible]

C- 6号

1箇所当たり

单価表

設計計画

[illegible]

C- 9号

1箇所当たり

单価表

ゲート設備無動力化設計

[illegible]

C- 11号

1箇所当たり

单価表

設計図

[illegible]

C- 12号

1箇所当たり

单価表

数量計算

[illegible]

C- 13号

1箇所当たり

单価表

照查

[illegible]

C- 14号

1箇所当たり

单価表

報告書作成

[illegible]